

## 令和6年度こども家庭庁調達改善計画

### 1 調達改善計画の目的

こども家庭庁では、令和5年4月1日の設置以来、調達の適切性、透明性の確保、効率性の向上等を目指して調達改善に係る取組を行ってきたが、令和6年度においても、引き続き、PDCAサイクルにより透明性・外部性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達改善に取り組むこととする。

なお、本計画の実施に当たっては、「官公需法」に基づく中小企業の受注機会への配慮や「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」等の諸施策との整合性に留意するものとする。

### 2 調達の現状分析

こども家庭庁（施設等機関を含む。）における令和5年4月から令和6年1月末までの契約（82件）に占める競争性のない随意契約の割合は、22%（19件）となっている。

なお、こども家庭庁は、令和5年4月1日の設置であり令和4年度においては、調達を行っていないことから、令和7年度における調達改善計画から過去1箇年度分の現状分析を行うこととする。

表1 令和5年度こども家庭庁における調達の契約種別（令和6年1月末日まで契約分）

（単位：件、億円）

契約方式		契約件数	割合	契約金額	割合
競争性のある契約	競争契約	51	63%	47	76%
	企画競争による 随意契約	1	1%	2	4%
	公募による 随意契約	7	9%	1	1%
	不落・不調による 随意契約	4	5%	1	1%
	小計	63	78%	51	82%
競争性のない随意契約		19	22%	11	18%
合計		82	100%	62	100%

（注1）少額随意契約は含まない。

（注2）金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

表2 令和5年度子ども家庭庁における調達の実績状況（令和6年1月末日まで契約分）

（単位：件、億円）

	1者		2者以上		合計	
	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
競争契約	18	43	33	4	51	47
割合	35%	91%	65%	9%	100%	100%
企画競争による随意契約	—	—	1	2	1	2
割合	—	—	100%	100%	100%	100%
公募による随意契約	2	0	—	—	2	0
割合	100%	100%	—	—	100%	100%

（注1）令和5年度の契約に関する統計等に基づき作成（少額随意契約は含まない。）

（注2）金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注3）表2の「公募による随意契約」欄には、『「公共調達の適正化について（平成18年財計第2017号）」1. (2)②へ』にある「一定の要件を明示したうえで公募を行い、当該要件を満たす者から申し込みがあった場合には、全てのものと契約するもの」（タクシーチケット供給業務など複数者との契約を前提としているもの）については、計上しないこととする。そのため、表1とは数値が一致しないことがある。

（注4）公募を実施した結果、複数者からの応募があり競争契約又は企画競争による随意契約に移行した契約については、契約相手方の最終的な選定手続（競争契約又は企画競争による随意契約）により整理し、公募による随意契約として整理はしないこととする。なお、この場合における応札（応募）者数の区分は、公募後に行った競争契約又は企画競争による随意契約に参加した応札（応募）者数により整理する。

表3 令和5年度子ども家庭庁における調達経費の内訳（令和6年1月末日まで契約分）

（単位：件、億円）

		本庁		施設等機関		子ども家庭庁全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事（A）	1	0.1	4	0.7	5	0.8
	割合（A/I）	2%	0.2%	22%	48%	6%	1%
	公共工事に係る調査及び設計業務等（B）	—	—	1	0	1	0
	割合（B/I）	—	—	6%	0%	1%	0%
	小計※4	1	0.1	5	0.8	6	0.8
物品役務等	情報システム（C）	24	12	1	0.2	25	12.2
	割合（C/I）	37%	20%	6%	15%	31%	20%
	電力（D）	—	—	2	0.3	2	0.2
	割合（D/I）	—	—	11%	22%	2%	0.3%
	ガス（E）	—	—	2	0	2	0
	割合（E/I）	—	—	11%	4%	2%	0%
	調査・研究（F）	5	0.1	0	0	5	0.1
	割合（F/I）	8%	0.2%	0%	0%	6%	0.2%
	その他役務（G）	24	48	7	0.1	31	48
	割合（G/I）	38%	79%	39%	8%	38%	77%
	物品等製造・購入（H）	10	0.5	1	0	11	0.5
割合（H/I）	15%	0.6%	6%	1%	14%	0.8%	
小計※4	63	61	13	0.7	76	61	
合計（I）	64	61	18	2	82	62	
		78%	99%	22%	1%		

（注1）令和5年度の契約に関する統計等（少額随意契約は含まない。）に基づき作成。

（注2）金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注3）「電力」・「ガス」については、契約件名に「電力、電気、ガス」が含まれるものを抽出している。また、情報システムについては長官官房総務課経理室が保有する情報から、「情報システム」に分類しているデータを抽出している。また、調査研究については、長官官房総務課経理室が保有する情報から、「調査・研究」に分類しているデータを抽出している。

（注4）その他役務（G）、物品等製造・購入（H）は、「情報システム」・「電力」・「ガス」・「調査・研究」を除く。

（注5）欄外の計数は、契約件数・契約金額の（本庁／子ども家庭庁全体）及び（施設等機関／子ども家庭庁全体）の割合である。

表4 令和5年度子ども家庭庁における競争契約における調達経費の内訳  
(令和6年1月末日まで契約分)

(単位：件、億円)

		本庁		施設等機関		子ども家庭庁全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共工事等	公共工事 (A)	—	—	3	0.7	3	0.7
	割合 (A/I)	—	—	27%	53%	8%	2%
	公共工事に係る調査及び設計業務等 (B)	—	—	1	0	1	0
	割合 (B/I)	—	—	6.7%	0%	2%	0%
	小計※4	—	—	4	0.7	4	0.7
物品役務等	情報システム (C)	15	9	1	0.2	16	9
	割合 (C/I)	41%	20%	7%	17%	31%	19%
	電力(D)	—	—	1	0.2	1	0.2
	割合 (D/I)	—	—	7%	16%	1%	0.4%
	ガス(E)	—	—	1	0	1	0
	割合 (E/I)	—	—	7%	2%	2%	0%
	調査・研究(F)	3	0	0	0	3	0
	割合 (F/I)	8%	0%	0%	0%	6%	0%
	その他役務(G)	10	36	6	0.1	16	36
	割合 (G/I)	27%	78%	40%	8%	31%	77%
	物品等製造・購入 (H)	9	0.4	1	0	10	0.4
	割合 (H/I)	24%	1%	7%	2%	19%	1%
	小計※4	37	46	10	0.6	47	47
合計 (I)	37	46	14	2	51	47	
		71%	98%	29%	2%		

(注1) 令和5年度の契約に関する統計等（少額随意契約は含まない。）に基づき作成。

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 「電力」・「ガス」については、契約件名に「電力、電気、ガス」が含まれるものを抽出している。また、情報システムについては長官官房総務課経理室が保有する情報から、「情報システム」に分類しているデータを抽出している。また、調査研究については、長官官房総務課経理室が保有する情報から、「調査・研究」に分類しているデータを抽出している。

(注4) その他役務 (G)、物品等製造・購入 (H) は、「情報システム」・「電力」・「ガス」・「調査・研究」を除く。

(注5) 欄外の計数は、契約件数・契約金額の（本庁／子ども家庭庁全体）及び（施設等機関／子ども家庭庁全体）の割合である。

表5 令和5年度子ども家庭庁における競争契約における一者応札に係る調達経費の内訳  
(令和6年1月末日まで契約分)

(単位：件、億円)

		本庁		施設等機関		子ども家庭庁全体	
		契約件数	契約金額	契約件数	契約金額	契約件数	契約金額
公共 工事 等	公共工事 (A)	—	—	2	0.1	2	0.1
	割合 (A/I)	0%	0%	22%	20%	11%	0.2%
	公共工事に係る調査 及び設計業務等 (B)	—	—	—	—	—	—
	割合 (B/I)	—	—	—	—	—	—
	小計	0	0	2	0.1	2	0.1
物 品 役 務 等	情報システム (C)	5	8	1	0.2	6	8.2
	割合 (C/I)	56%	19%	11%	40%	33%	19%
	電力(D)	—	—	1	0.2	1	0.2
	割合 (D/I)	—	—	11%	40%	6%	0.3%
	ガス(E)	—	—	1	0	1	0
	割合 (E/I)	—	—	11%	0%	6%	0%
	調査・研究(F)	1	0	—	—	1	0
	割合 (F/I)	11%	0%	—	—	5%	0%
	その他役務(G)	2	35	3	0	5	35
	割合 (G/I)	22%	81%	34%	0%	28%	80%
物品等製造・購入(H)	1	0.1	1	0	2	0.1	
割合 (H/I)	11%	0%	11%	0%	11%	0.2%	
小計	9	43	7	0.4	16	43	
合計 (I)	9	43	9	0.5	18	43	

50%      99%      50%      1%

(注1) 令和5年度の契約に関する統計等（少額随意契約は含まない。）に基づき作成。

(注2) 金額及び比率については、それぞれ単位未満四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注3) 欄外の計数は、契約件数・契約金額の（本庁／子ども家庭庁全体）及び（施設等機関／子ども家庭庁全体）の割合である。

### 3 調達改善の取組内容

令和6年度の調達改善に関する取組内容として、以下を実施する。

- (1) 重点的な取組として、入札等監視委員会の活用や各種調達事務の見直しに関する取組等を実施する。(詳細は別紙1のとおり。)
- (2) 競争性、公正性、透明性等を確保しつつ、調達事務の効率化に資する調達事務のデジタル化の取組を推進する。(詳細は別紙1のとおり。)
- (3) その他の取組として、会計事務に係る手引書の整備、共有を図り、職員の意識・能力向上を図り、業務の効率化等を行う。(詳細は別紙2のとおり。)

### 4 自己評価の実施方法

上半期終了後及び年度終了後、速やかに調達改善計画の実施状況(実施した取組内容及びその効果、目標の達成状況、実施において明らかになった課題等)について、自己評価を行うとともに、その結果をホームページにより公表する。

また、自己評価の結果は、今後の調達改善計画の実施や策定に反映する。

### 5 調達改善の推進体制

#### (1) 推進体制の整備

官房長が調達改善計画を決定し、進捗把握・管理及び自己評価・検証を行う。  
調達改善計画の策定等の実務的な作業は、長官官房総務課経理室が実施する。

#### (2) 外部有識者の活用

調達改善計画を推進するに当たっての問題点の抽出、取組に関する監視、指導、助言等の観点から、事後審査を担当することも家庭庁入札等監視委員会の委員に、外部有識者を参画させることとし、調達改善計画の策定や自己評価の実施等の際には、原則として、事前に外部有識者の意見を求めることとする。

重点的な取組、共通的な取組

令和6年度の調達改善計画								
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標	
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期
○	○	調達改善に向けた審査・管理の充実【入札等監視委員会(事後審査)の積極的活用等]	<p><b>1. 入札等監視委員会(事後審査)</b> 入札等監視委員会において、調達についての事後審査を行い、同委員会の意見及び提言を次回の調達又は類似の調達に反映することにより、PDCAサイクルを通じた調達改善を図る。特に、当該委員会において改善措置を講ずることが必要と指摘された案件については、指摘事項等が調達結果にどのように反映されたかを含め、入札等監視委員会で審査を行う。</p> <p><b>2. 各種調達事務の見直し</b> ・<b>一者応札等への対応</b> 一者応札等で受託・受注している案件については、調達の目的・内容に応じて以下の内容を検討し、所要の改善策を講じる。なお、入札等監視委員会等の指摘事項を踏まえて改善した結果について、好事例があれば庁内に周知を行う。また、一者応札となった個別案件及びその要因について一覧表の作成を行い、庁内に共有する。 ①<b>要因分析及び対応方針</b> 要因を分析し対応方針を定める。その際、入札説明会に参加したが応札しなかった者等に対するアンケート等を実施する。 ②<b>競争参加資格等の見直し</b> 参加資格、応札(応募)条件及び実績要件等について緩和又は削除が可能か。 ③<b>仕様の見直し</b> 受注者を限定する性能、条件ではないか(同等の記述が可能か)、積算が可能な内容か、業務量、履行期間その他の履行条件で過度の負担となっていないか、仕様の公表において公平性・透明性が確保されているか。 ④<b>発注単位の見直し</b> 効率性を損なわない範囲内で、調達業務の分離・分割は可能か。あるいは、競争性を損なわない範囲内で、一括調達は可能か。 ⑤<b>調達スケジュールの見直し</b> 公告期間の延長、説明会の開催、説明会から入札・技術提案期限までの期間の延長、又は調達手続の時期の前倒し等により参加希望者の準備期間を十分に確保できるか。 ⑥<b>調達情報の周知の徹底</b> 各種広報ツール(HIP、業界紙への掲載等)の活用を行っているか。 ⑦<b>業務内容の理解の促進</b> 新規参加者が業務内容を正確に理解するため業務説明会の開催、入札説明書等の作成・配付、過去の業務実績又は現行業務の情報閲覧等を行っているか。</p> <p><b>3. インターネットによる価格調査</b> 取引実例に係る市場調査をインターネットなどを活用し幅広く行い、予定価格や調達仕様書の見直し等の改善を図る。</p> <p><b>4. 調達事務の進捗管理</b> 会計事務の適正化の取組や早期発注を図る観点から、今後は、一元的な調達事務の進捗管理を行っていく。</p>	入札等監視委員会で審査を行うこと等も含め、次回の調達又は類似の調達を継続的に見直ししていくことにより、PDCAサイクルを通じた調達改善を図ることが調達の適正化に資するものであることから、重要な取組として位置づけるもの。	A+	令和6年度	・入札等監視委員会の指摘事項等を次回の調達に反映させることにより、競争性を促進し、調達コストの改善及び質の向上を確保する。 ・前回一者応札等の案件については複数応札等につながるよう改善を図る。	令和7年3月末まで
○		随意契約の改善	<p><b>1. 内部審査</b> 随意契約を行うとする場合は、発注前に第三者的な視点を取り入れるために会計担当監査ラインにおいても、真に随意契約であるべきか法的根拠も含めた事前審査を行うとともに、競争性のある調達方式に移行できないかの検討を行う。</p> <p><b>2. 入札等監視委員会(事後審査)</b> 前掲のとおり。</p>	随意契約は競争が働かないことによる価格の高止まりが生じるおそれがあり、不断の見直しが必要であることから、重要な取組として位置づけるもの。	A+	令和6年度	内部審査の結果や入札等監視委員会で出された改善策を活用して、競争性を促進し、随意契約は理由の分類化や詳細な分析を行った上で可能な限り一般競争入札に移行させるよう指導するとともに、競争性のない随意契約によらざるを得ないと判断される案件についても、調達コストの改善及び質の向上に努める。	令和7年3月末まで
	○	調達事務のデジタル化の推進	<p><b>1. 調達事務のデジタル化の推進</b> 入札説明会のオンライン開催、電子入札、電子契約等の調達事務のデジタル化について、調達事務の効率化に資する範囲において、取組を推進する。</p> <p><b>2. 調達事務のデジタル化についての周知</b> 調達事務のデジタル化について、来庁する業者等に対する周知を実施する。</p>		A	令和6年度	入札説明会のオンライン化、電子入札、電子契約等に取組み、調達事務のデジタル化を推進する。	令和7年3月末まで

## その他の取組

令和6年度調達改善計画	
具体的な取組内容	新規 継続 区分
<クレジットカード決済> コスト削減のため、ETCカードを活用した高速料金の支払いにおいてクレジットカード決済を実施する。	継続
<職員の意識・能力向上> 会計事務に係る手引書の整備、共有を図り、職員の意識・能力向上を図り、業務の効率化を行う。	新規